　第５８号議案

　　品川区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり品川区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

記

１　指定する郵便局の名称および所在地

　　　名　称　荏原郵便局

　　　所在地　東京都品川区西中延一丁目７番２３号

２　指定する郵便局において取り扱う事務

　⑴　法第２条第６号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付および当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡しならびに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付および署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

　⑵　法第２条第７号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付および当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡しならびに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付および利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

３　指定期間

　　　令和５年９月２０日から令和６年３月３１日まで

　　　ただし、当該指定期間満了の３カ月前までに、品川区および日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに１年間延長することとし、以後も同様とする。

　（説明）地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、荏原郵便局を品川区の特定の事務を取り扱う郵便局に指定する必要がある。